

第29回町田市景観審議会専門部会 議事概要

◆課題となる広告物

○課題となる以下の広告物に対して、どう対処するのかガイドラインに記載する必要がある。

- ・地上（建植）広告などの非自家用広告物
- ・大規模な広告物
- ・チェーン店のコーポレートカラーを使用した広告物
- ・建築物全体が広告物としてデザインされたもの

○p 3 「ガイドラインが目指すこと」の中に、上記の課題なども踏まえたガイドラインの目的を記載する。

◆社会的機能・経済的機能の整理

○p 8 「屋外広告物の役割と必要性」において、広告物の「社会的機能」「経済的機能」をわかりやすい言葉で説明する。

◆「優れた広告」「支援」という言葉

○p 8 「みんなで育てる屋外広告物景観」において、「優れた広告を制作維持する支援をします。」の「優れた広告」「支援」の表現に違和感がある。市民・事業者・行政の関係性も踏まえ、言葉を考えた方がよい。

◆店名・企業名と告知情報の扱い

○p 10 「情報」において、広告物には第一に店名・企業名があつて、その次に告知情報が並ぶものであることがわかるように記載する必要がある。

◆信号機・標識との区別

○交通安全の観点から、信号機や交通標識にも配慮する旨を記載する必要がある。

◆バリアフリー

○色覚や言語に関するバリアフリーについても記載した方がよい。

◆コンクール・景観賞

○市民の方への普及啓発活動として、魅力的な屋外広告物を表彰するコンクール・景観賞にも取り組んでほしい。

◆違反広告物

○違反広告物への対応についても5章で記載した方がよい。

◆その他構成・表現の修正

○p 1 1 形・図記号・文字のうち、「形」は広告物の外形、「図記号・文字」は表示内容であり同列に扱えないため切り離す。

○p 1 2 色彩の(1) 本文「誰もが見分けやすい配色とするため」は、配色のために色を使うのではなく視認性を確保するためであるため表現を修正する。

○p 1 4 照明の(1) 「間接照明などを利用して、雰囲気演出する」は、雰囲気を作るために照明を使用するわけではなく、看板が見えるように照明をつけるものであるため。表現を修正する。